補足資料－２

国土交通省所管公共事業の事業評価の概要

①新規事業採択時評価（本省）

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成１０年度から導入。

②再評価（地方整備局）

事業採択時から５年経過して未着工の事業、１０年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成１０年度から導入。

③事後評価（地方整備局）

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成１５年度から導入。

